

過積載は絶対にしません！

過積載は、廃棄物を引き渡した**荷主**及び**車両運転手**に対して罰則があります！

・重大事故の原因に！

過積載による制動力の低下が、**交通事故**の大きな原因の一つとされています。転覆、積荷の落下事故も後をたたず、こうした事故を引き起こしたトラックの多くは過積載だったことが報告されています。

・事業経営にも重い負担に！

ひとたび死傷者を伴う重大事故を引き起こした場合、社会に与える影響はもちろん、被害者やその近親者が受けた傷は一生消えません。また、加害者も治療費等賠償を含む多大な負債を抱えることとなります。このように一つの事故がもたらす影響は甚大で取り返しのつかないものになります。

・車両コストの増大と燃費の低下！

過積載はエンジンやサスペンションなどへの負担が大きく、車輛自体の寿命を縮めます。また、タイヤやブレーキパッドなどの磨耗も激しく、交換、修理費用がかさみます。過積載によって、**燃費が著しく低下**してしまうことも事実です。

・環境・道路へも悪影響！

過積載の状態では通常より低いギア、高回転で走行するため、光化学スモッグや酸性雨の原因となる**NOx**を通常以上に発生させるとともに、無駄な**CO₂**を発生させます。また、過積載での走行は、エンジン音、振動を増大させます。さらに、道路や橋の寿命を縮めてしまいます。

■運転手の罰則■

10割以上 大型－6点減点 免許停止6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
普通－3点減点3.5万円の罰金

10割未満 大型－3点減点4万円の罰金
普通－3点減点3万円の罰金

5割未満 大型－2点減点3万円の罰金
普通－1点減点2.5万円の罰金

■荷主の方へ

産業廃棄物収集運搬業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには荷主（排出事業者）がムリな委託条件を提示することがないようご協力いただくことが不可欠です。また荷主が収集運搬業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。

●過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません（道路交通法第58条の5第1項）、これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再発防止命令」（道路交通法第58条の5の第2項）が出されます。

●罰則

再発防止命令に違反すると6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。

※コンテナ車の場合、混合廃棄物でも重量物（コンクリートガラ等）が多く含まれる場合は過積載の可能性があるので注意が必要です。

■参考値

品目	建廃協データ (t/m ³)
コンクリートガラ	1.2～2.0 (空隙により変動 約2m ³)
石膏ボード	新築石膏 0.28～0.45 解体石膏 0.42～
その他がれき類	0.7～
A L C	0.45～1.2 (細かくなり、水濡れの場合)
ガラス陶磁器	0.43～
解体混合廃棄物	0.38～
タイルカーペット	0.65～

※コンテナ車では、コンテナ重量（900kg前後）も加算されます。荷姿により上記比重を超える場合もあります。



建設廃棄物協同組合

H26.9 改

正しい積載例

コンクリートガラの場合



底辺から約30cm (概ね2m³)



底辺から約30cmを超えないように



あおりの高さが基準です



コンパネは落下防止の為

※コンテナの場合、内側のライン以下
概ね2m³以下
※ダンプはあおりの高さまで
コンパネの内側のラインはあおりの
高さを示しております

誤った積載例



積載量オーバー (約8 t)



コンテナの引き上げが困難



積載量オーバー (約6 t)



※過積載の場合は、その場で荷を降ろして頂く事になります。



しっかり確認!